また、特に大規模家畜所有者（牛（月齢が満24か月以上（肥育牛（乳用種の雄牛及び交雑種の牛に限る。以下②において同じ。）にあっては、満17か月以上）のものに限る。）及び水牛にあっては200頭以上、牛（月齢が満４か月以上満24か月未満（肥育牛にあっては、満４か月以上満17か月未満）のものに限る。）、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししにあっては3,000頭以上の所有者をいう。）については、法第52条の規定に基づく担当獣医師から都道府県への飼養衛生管理の状況の定期的な報告などにより、十分な指導を行う。

⑶　飼養衛生管理基準を遵守していない家畜の所有者に対しては、随時、法に基づく指導及び助言、勧告並びに命令を行う。

⑷　口蹄疫の発生国からの入国者が訪れる可能性の高いホテル、ゴルフ場等の施設に対して、出入口での消毒を行うよう要請する。また、外国人技能研修生、留学生等を受け入れる窓口となる団体、受入先の農場、大学等に、飼養衛生管理基準の遵守について、十分に周知し、必要に応じて指導する。

⑸　発生時に移動制限区域（第８の１の⑴の①に規定する移動制限区域をいう。）内の農場が直ちに把握できるよう、農場ごとに、口蹄疫が発生した場合の初動防疫に必要な情報（農場の所在地、畜種、飼養頭数、埋却地等の確保状況等）を把握し、地図情報システム等を活用して整理する。

⑹　発生時に円滑かつ迅速に初動防疫対応を実施することができるよう、発生時の役割を見据え、防疫に必要な人員を確保するとともに、消毒ポイントの設置場所の調整及び地図情報システム等を活用した整理、衛生資材、薬品等の備蓄、重機等の調達先の確認、死亡獣畜保管場所の確保等を行う。

⑺　家畜の所有者に対する飼養衛生管理に係る指導及び発生時の円滑な初動対応に必要な家畜防疫員の確保に努める。常勤の家畜防疫員を確保した上で、一時的又は緊急に必要な場合は非常勤の家畜防疫員の確保が行えるよう、獣医師会等と協議してリストアップを行うとともに、発生時にと殺等を円滑に実施できるよう、偶蹄類動物の取扱いに慣れた保定者のリストアップを行う。

また、他の都道府県で発生した場合に応援で派遣する家畜防疫員のリストアップを行う。

⑻　発生時には、近隣都道府県との連携や、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の協力が必要となることを踏まえ、これらの者との間で連絡窓口の明確化、地域の家畜の飼養状況等の情報共有、発生時の役割分担等を行い、連携体制を整備する。

⑼　発生時に近隣都道府県、市町村、警察、自衛隊、獣医師会、生産者団体等の関係者が一体となって迅速かつ的確な初動対応が実行できるよう、地域の実情に合わせた実践的な防疫演習を実施し、課題の洗い出し及びその解消を図るとともに、発生農場等において防疫措置を指揮できる家畜防疫員の育成に努める。

また、家畜市場やと畜場といった家畜集合施設は、感染の拡大の要因となりやすいことに留意し、これらの施設の関係者や公衆衛生部局とも連携し、平時における準備並びに発生時における対応及び役割分担について整理する。

⑽　発生時には、発生地域の家畜の所有者や防疫措置従事者が多大な精神的及び身体的ストレスを受けることとなることから、公衆衛生部局等とも連携し、相談窓口の設置等具体的な対応を検討する。

⑾　近年、畜産経営の大規模化及び効率化に伴い、従業員の業務の細分化が進み、農場における飼養衛生管理の指導については、民間獣医師に委ねられている農場が多い実態に鑑み、口蹄疫の発生予防及び早期発見のため、日頃から家畜保健衛生所と民間獣医師及び民間検査機関との連携を強化する。

⑿　家畜の所有者の埋却地等の事前確保が十分でない場合は、次の措置を講ずる。

①　当該家畜の所有者に対し、利用可能な土地に関する情報等を提供する。

②　市町村、関係機関及び関係団体と連携し、地域ごとに、利用可能な公有地を具体的に決定する。なお、都道府県知事は、法第21条第７項の規定に基づき、特に必要があると認めるときは、農林水産大臣及び市町村長に対し、協力を求める。

③　焼却施設又は化製処理施設（以下「焼却施設等」という。）が利用可能な場合には、焼却施設等をリストアップし、あらかじめ発生時の利用について、焼却施設等、その所在地を管轄する都道府県、市町村等と調整する。

④　公有地又は焼却施設等への移動方法及び移動ルートを決める。また、必要に応じ、地域住民への説明を行う。

⒀　都道府県畜産主務課の防疫責任者の在任期間の長期化に努め、防疫責任者が異動する場合には、十分な引継期間を確保する。また、防疫対応等の記録や経験について、防疫演習等の機会を捉え、適切に関係者に引き継がれるよう努める。

３　市町村及び関係団体の取組

⑴　２に規定する都道府県の取組に協力する。

⑵　家畜の所有者が行う発生予防の取組に対する支援を行う。

第３　異常家畜の発見及び検査の実施

１　家畜の所有者等から届出を受けたときの対応

都道府県は、家畜の所有者、獣医師等から、口蹄疫を疑う症状（以下「臨床症状」という。）を呈している家畜（以下「異常家畜」という。）を発見した旨の届出を受けた場合には、農林水産省消費・安全局動物衛生課（以下「動物衛生課」という。）に報告するとともに、直ちに家畜防疫員を現地の農場に派遣する。

また、所有者等に対し、当該農場の家畜及び家畜の死体の移動自粛等の必要な指導を行う。

２　都道府県による臨床検査

⑴　家畜防疫員は、１の農場に到着した後、車両を当該農場の衛生管理区域外に置き、防疫服を着用して畜舎に入り、異常家畜及び同居家畜の鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした徹底した臨床検査（体温測定を含む。）を行う。

その際、全ての異常家畜（異常家畜が多数の場合は、症状が明確な数頭）の病変部位及び病変の好発部位をデジタルカメラで鮮明かつ多角的に撮影する。また、病性等の判定等に資するため、畜舎内の状況についても撮影する。

⑵　家畜防疫員は、臨床検査が終了し次第、当該農場又は最寄りの事務所から、症状等に関する報告及び撮影した写真を都道府県畜産主務課に電子メールで送付する。

⑶　都道府県畜産主務課は、家畜防疫員による臨床検査の結果、次のいずれかの症状（以下「特定症状」という。）を確認した場合には、異常家畜の写真、症状、同居家畜の状況等の情報を添えて、直ちに動物衛生課に報告する。

①　39.0℃以上の発熱及び泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳の停止があり、かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房（以下「口腔内等」という。）に水疱、びらん、潰瘍又は瘢痕（外傷に起因するものを除く。以下「水疱等」という。）があること（鹿にあっては、39.0℃以上の発熱があり、かつ、その口腔内等に水疱等があること。）。

②　同一の畜房内（１つの畜房につき１頭の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内）において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

③　同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜（１つの畜房につき１頭の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜）が当日及びその前日の２日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。

⑷　動物衛生課は、⑶により報告があった場合には、送付された情報を基に、都道府県畜産主務課に対し、３の③により検体の提出を求め、又は７により経過観察すべき旨を指示する。